

愛知県教育委員会

4.3.-9

請願第 21 号

愛知県教育委員会 長谷川洋教育長 様

2022年3月9日

豊田市立逢妻中学校、管理職らを、懲戒処分することを求める請願。②

請願人 行政を考える住民の会 事務局 宮崎邦彦
住所 [REDACTED]

請願の経過と趣旨

1 「パワーハラスメント」に関する、非違行為報告書（資料4枚）を、2022年3月7日受け取る。

2 豊田市立逢妻中学校のパワーハラスメントの事案である。

2020年7月頃、当該教諭の言葉を受け、A講師、朝6時頃から勤務（ライン引き）していたということである。

校長は、把握していたが、当該教諭を直接指導することはしなかった。とある。

A講師、2020年9月以降・・・精神的に追い詰められるとある。

2020年11月、A講師は校長に相談、校長は当該教諭を指導とある。

その後に起きている事案。

2021年5月20日、市教委に、B講師相談とある。

2021年5月19日

B講師にたいして

ばかやろう ばかじやないの、あほか・・・等と発言した。とある。

数日後、協力して対応すべき成績処理について、関係するプリントを全部一人でやれという意味を込めてA講師の机上に置いた。とある。

2021年6月6日B講師の夫よりパワーハラスメントの訴えを受けた。とある。

内容に関しては、資料3枚目下段～4枚目参照

3 8月17日の校長から夫への聞き取りから、夫の主張として（資料4枚目最後）

2か月の間、数回にわたり、管理職2名にSOSを出すが、助ける行動どころか当該教諭への指導があったかも不明。管理職2名の2か月間の対応にも問題がある。過去被害にあった2名の教員からも当時、今回同様

の相談を受けたことがあり、改善が見られなかつたにもかかわらず、その時と同じ対応をした。

校長の対応「当該教諭に悪気はない」「苦しかつたら逃げてもいい」

教頭の対応「私は何もできない」とある。

管理職は、校長、教頭も、指導できないということを述べているに過ぎない。真意確かめなければならないが、当該教諭に悪気はないということはどのようなことを云いたのか、理解できない。容認できないことである。

本来は、事案の該当教諭の背景等も含め分析等を行い、どのような方針等で指導していくのか、明確にすべき管理職が、問題解決を放棄した対応といわざるを得ない。

- 4 本件事案については、その管理監督責任放棄ともいえる対応・結果について、少なくとも、降格も含め、懲戒処分は、免れないといえる。

管理監督責任が果たせないもの、解決できないもの、責任を果たせないと明言しているような発言等をしたもの、信用失墜行為でもある、県教委の規則等からも懲戒処分は、明らかである。

請願事項

- 1 豊田市立逢妻中学校管理職を降格又は、懲戒処分にすること。
- 2 再度、該当教諭からの被害状況を調査等行うこと。
- 3 本件事案（パワーハラスメント）について、事実確認とともにその背景、原因、問題点および、事案防止のための今後の対応について明確にすること。
- 4 被害者等には、謝罪、慰謝料等を支払うこと。

添付資料 非違行為報告書 (関係分 4 枚)

口頭意見陳述希望